

第三十一号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。